



柔道整復師（整骨院・接骨院）の正しいかかり方

柔道整復師（整骨院・接骨院）をご利用になる場合、国民健康保険証が「使える場合」と「使えない場合」があります。

○保険証が使える場合

- ① 外傷性のねんざ・打撲・挫傷
(肉離れなど)
- ② 骨折・脱臼の応急手当て
(応急手当以外は医師の同意が必要)

×保険証が使えない場合

- ① 日常生活における単なる筋肉疲労や肩こり・腰痛など
(慢性的な要因)
- ② 保険医療機関で同じ負傷を治療中の場合
- ③ 脳疾患後遺症などの慢性病・内科的原因による疾患
- ④ 労災保険の対象となる場合

施術を受けるときの注意事項

①負傷の原因を正しく伝る

外傷性以外の原因の場合は保険証を使えません。負傷原因（いつ・どこで・何をして・どんな症状か）を正確に伝え、保険証が使えるかどうか確認してください。

②病院での治療と重複はできません

保険医療機関（病院、診療所など）で同じ負傷を治療中の場合は、施術を受けても原則として保険の対象になりません。

③施術が長期にわたる場合は、医師の診断を

施術が長期にわたる場合は、病気などの内科的要因も考えられますので、医師の診断を受けてください。

医療費の適正化にご協力ください

医療費は、みなさんの保険税や自己負担などで賄われています。医療費が正しく使われないと、みなさんの家計や保険財政を圧迫してしまいます。

柔道整復師にかかるときは、外傷以外の原因では健康保険を使うことはできませんので、何が原因で負傷したのかをきちんと話しましょう。みなさん一人ひとりが国民健康保険の使える範囲を正しく理解し、適切に受診することが医療費の適正化につながります。

また、みなさんに納めていただいた保険税を適正に使用するために、施術内容などを文書により確認させていただく場合があります。ご理解とご協力をお願い致します。

忘れていませんか？1年に1回の健康チェック！ ～特定健診のご案内～

総合健診（特定健診＆がん検診）は、新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、当日受け付けはしておりません。事前申し込みにご協力をお願いします。

玖珠町国保の方は無料で受診できますので、ぜひお越しください。

日程：3日（木）、12日（土）、26日（土）、28日（月）、30日（水）

場所：くすまちメルサンホール

受付時間：午前8時30分～10時30分 持ち物：健診セット・特定健診受診券※1・健康保険証

※1…受診券は7月中旬に特定健診対象者に右上のオレンジ色の封筒で送付しています。

特定健診を受診する際に必ず必要です。ご確認のうえ受診をしてください。

